③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月29日付け建設省厚第91号)、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　本事業に係るアドバイザリー業務に携わった株式会社長大、内藤滋法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦　九州地方整備局が設置した国道208号榎津電線共同溝ＰＦＩ事業有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記⑴⑩に同じ。

⑶　設計企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。)は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、設計業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の競争参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

①　九州地方整備局における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者は開札日までに認定を受けていること。

②　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成22年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。

㈠　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

㈡　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

※設計共同体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

㈠　管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門―建設、建設部門）

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者(特別上級土木、上級土木、１級土木)

㈡　次のいずれかの実績を有すること。

ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成22年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

ａ　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

④　上記②の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年９月５日付け国官技第142号、平成20年９月26日付け国官技第126号並びに平成23年３月28日付け国官技第361号、平成30年１月４日付け国官技第187号にて改正）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

⑷　工事企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。)は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。但し、工事に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の競争参加資格要件②を満たせば良いものとする。

①　九州地方整備局における一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「一般土木工事」に認定されている者であること。なお、当該一般競争参加資格の認定を受けていない者は開札日までに認定を受けていること。

②　平成17年度以降に完成した、元請として、下記の㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

㈠　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

㈡　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

㈢　上記㈠、㈡は同一工事の施工実績とする。

③　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事業務に配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

㈠　主任技術者は１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」)の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

監理技術者にあっては１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門）又は総合技術監理部門（選択科目「建設」)の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

㈡　平成17年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記②㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。)の経験（以下「同種工事の経験」という。)を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間